

第 39 回

大阪市都市景観委員会

議 事 録

日	時	平成 26 年 3 月 28 日 (金)
		午後 2 時 00 分
場	所	大阪市役所 7 階 第 4 委員会室

大阪市都市景観委員会（第39回）

1. 開催日時 平成26年3月28日（金）午後2時00分～3時50分

2. 開催場所 大阪市役所 7階 第4委員会室

3. 出席者

(1) 委員（敬称略）

委員長 澤 木 昌 典

委員長代理 嘉 名 光 市

委員 阿 部 昌 樹

岩 田 三 千 子

高 崎 邦 子

田 中 み さ 子

中 嶋 節 子

橋 寺 知 子

(2) 市 側

河 合 建設局管理部路政課長

事務局（都市計画局） 角 田 開発調整部長

山 田 開発調整部都市景観担当課長

大 倉 開発調整部都市景観担当課長代理

4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

デザイン性の高い（デジタルサイネージ含む）広告物によるまちなみの魅力向上に向けた検討のとりまとめ（案）について

3 閉 会

〔配付資料〕

- ・資料1 デザイン性の高い（デジタルサイネージ含む）広告物によるまちなみの魅力向上に向けた検討のとりまとめ（案）について
- ・参考資料1 建築美観誘導制度全体のあり方についての検討イメージ
- ・参考資料2 前回委員会の各委員からの主なご意見（暫定版）

5. 議事の概要

○山田都市景観担当課長

定刻が参りましたので、ただいまより第39回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます都市計画局開発調整部都市景観担当課長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

報道機関の方に申し上げます。議事開始前までに限り会場内の写真撮影、録画、録音を認めます。議論中は写真撮影、録画、録音等はできませんので、撮影等をされる場合はただいまの間をお願いいたします。携帯電話につきましては、電源を切るかマナーモードに設定し、審議の妨げにならないよう御協力をお願いいたします。

それから、傍聴の方に申し上げます。携帯電話につきましては、電源を切るかマナーモードに設定し、議論の妨げにならないよう御協力をお願いいたします。

それから、本日の都市景観委員会でございますけれども、委員17名中7名の方に御出席いただいております。高崎委員につきましては、御出席の予定でございますが、所用の関係で少し遅れていらっしゃいますので、また後ほど議論に御参加いただく予定となっております。ですので、合わせて8名の委員に御出席をいただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に配付資料の確認をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。まず、この1枚目、議事次第になります。それから配席図になってございます。それから次に、少し分厚いんですけども、デザイン性の高い広告物によるまちなみの魅力向上に向けた検討のとりまとめ（案）という資料でございます。それから参考資料の1ということで、建築美観誘導制度全体のあり方についての検討イメージという資料。それから参考資料2になりますけれども、前回委員会の各委員からの主なご意見（暫定版）という資料がございます。不足等ございませんでしょうか。よろしいですか。

そしたら、これからの議事進行につきましては澤木委員長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○澤木委員長

皆さん、こんにちは。年度末のお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。大阪市都市景観委員会、第39回となりますけれども、一応、今年度最後の開催になります。議題に入る前に議事録署名人を指名させていただきたいと思います。都市

景観委員会運営要綱3の3に基づきまして、本日の議事録署名人としては、嘉名委員と橋寺委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日の議題ですけれども、議事次第にございますように、デザイン性の高い（デジタルサイネージ含む）広告物によるまちなみの魅力向上に向けた検討のとりまとめ（案）についてということで、7月に最初にこのテーマについての審議をするということになってから、今日で5回目ぐらいになると思ひますが、最初の2回は少しほかの議題がございまして、余り十分な意見交換はできませんでしたが、この間、2回ほどいろいろ御意見をいただき、あるいは事務局の方々にも、対象となりそうな路線の沿道の事業者の方とか、あるいはデジタルサイネージ関係の事業者の方々にもヒアリングをしていただいたりしながら詰めてまいりました。一応、今日は、取りまとめ案という形で資料をつくられておりますので、これに従ひまして議論をしていただきまして、この委員会としての取りまとめをしていきたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料について、事務局のほうから説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局

資料説明

○澤木委員長

説明ありがとうございました。少し説明の時間が長くなりましたけれども、皆さんの御意見を伺っていききたいと思ひます。

これまでの検討を取りまとめでいただいている部分とかがたくさんありますけれども、特に、今日の議論は4章、29ページ以降ですね。デジタルサイネージ誘導の基本的な考え方、このあたりについて皆さんの御意見を聞いて、取りまとめ案として固めていききたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。それ以前のところでも、お気づきの点等で御質問、御意見があれば、お出しいただいても結構ですけれども、いかがでございましょうか。どなたからでも結構でございますけれども。じゃあ、田中委員。

○田中委員

30ページの右側の「モデル地区の設定と個別協議による誘導」のところ、地域が関与して第三者組織の意見を聞くというようなことが書いてあるんですけども、今、モデル地区で選んでいるところで、もう既に何か、地域のそういう組織というか、そういうところができているというのはあるんでしょうか。

○事務局

大阪駅でいいますと、JR、阪急、阪神さんで連絡協議会的なものを実際もうつくられて、しかも今のイベント等もそういった組織の中でされていると聞いておりますので、それは民主体で組織を作られております。

○田中委員

わかりました。

○澤木委員長

難波はいかがですか。

○事務局

難波は、今おっしゃってるのは、求めているような組織がすぐに作れるかどうかという点だと思いますけれども、梅田は今、話が出てたように、既にいろんなイベントをやるときに、大手の私鉄とかの事業者が中心に集まっている組織があるので、そういう組織を中心に、もしこういう形のルール化ができれば、それを中心にいろいろ、こういうものを活用していただくのかなと、北側はそんな感じで思っています。

難波は、どちらかといいますと、同じ電鉄の南側の電鉄さん、南海さんなりが難波の安全安心の協議会、まちづくり協議会というのをつくられてまして、そこに地域の団体の方とかを含めて入られてる組織があります。それはどちらかいうと、あの辺のまちづくりを考えようという組織なんですけれども、そこも同じように、例えば資料にも入れてますけど、今のタクシー乗り場のところがこれから駅前広場化される計画がございますので、そういう動きとあわせて全体を考えていく中で、例えばこういう利活用が可能という素地ができれば、いろんなことを考えるときの一つにこういうことを使っていただいて、そういうことを母体にしながら、地域ルールみたいなものをつくっていただけたらと思っております。ですんで、それぞれ母体になるような組織なりはあるのかなと、認識しております。

○澤木委員長

よろしいでしょうか。ちょっと関連して、私のほうから質問させていただいてよろしいでしょうか。

33ページに、今のものをもう少し具体化する話で、「誘導の方向性」の大きな段落でいうと二つ目ですね、「また」から始まる最後の最後に、最後の行のあたりですけれども、「地域によるコンテンツなどに関するルールづくりや体制づくりを条件とする。」というふうになっているんですが、この辺の条件をどのあたりまで考えているのか。体制づく

りという動きができればいいのか、ちゃんと体制をつくった上でルールをつくるどころまでできないと条件にならないのか、その辺の、この文章の意味のお考えを補足していただければと思いますけれども。

○事務局

ここでは特に中層部の設置になりますので、その場合、周辺に対しての影響も、それぞれの思いで出されると大きいと考えていますので、ここについては、先生がおっしゃった内容でいうと後で言われた内容で、コンテンツについても、やはり地域として合意が取られたものを、どういうコンテンツがいいのかを地域のそういう組織なり体制の中で議論していただいて、この場所ではこういうコンテンツがふさわしいというのをきっちりルール化していただいた上で、我々と協議をしていただく形を今考えてます。

○澤木委員長

ですから、一応、個別協議が原則ですけれども、主要ターミナル周辺区間で中層部に街頭ビジョンと言われるものを設置するようなものに対しての想定として33ページの文章があって、今おっしゃったような、一定の地域組織の中での基準というか、協議できるような体制が、このための組織そのものでなくても、何らかのものがあって、そこで一定の合意形成が図られつつ、大まかかもしれないけどルールみたいなものが見えてる状態を想定しているという理解でよろしいですか。

○事務局

そうですね。我々と個別協議をする前の段階で、地域でそのコンテンツなりに対してルールがつくられてて、一応、何か事業者がやろうとしたときに、その組織なり体制の中でちゃんと地域として協議をした上で、我々と協議していただくというイメージを持っています。具体的な制度設計は少し、今後に。

○澤木委員長

今後ですかね。はい、わかりました。

ちょっと関連して、そうしましたら、その一つ上のパラグラフのところの、一般に低層部を対象にする場合のデジタルサイネージですね。こちらは、先ほどの30ページの田中委員が質問されたところを受けるとすれば、どうお考えなんでしょうか。特にそこまでは明言されていないんですが、低層部についての地域の関与といったものの想定ですね。

○事務局

低層部については、今回、特に大きさを、3がいいのか、5程度までがいいのかについ

ては、もう少し議論、制度設計が必要だと思ってるんですけども。

○澤木委員長

3とか5というのは、平方メートル。

○事務局

平方メートルです。その点については、資料でいきますと26、27、28のところで、この間、少し、もし設置された場合に、設置位置なり大きさによって、まちなみに対してどれぐらい影響が出るかということについて、こういうフォトモンタージュなりで議論を少しいただいて、特に低層部の場合はヒューマンスケールでの視点の誘導が必要ということで、そういう御意見も賜ってましたので、基本3平米ないしは5平米程度以下という形で、低層部で大きさを抑え込もうというふうに思ってます。

そこで設置されるものについては、基本的に、いわゆる商用広告的なものも可という形では、自家用に限らず、そういう商用広告も一定、許容はしようと思ってるんですけども、そのコンテンツの中に来街者に対しての観光情報とか災害時の情報とかを入れてくださいというのを行政側の基準の中にきっちり書き込もうと思ってます。ですので、単に商用なり自家用の広告だけ流してるサイネージは、3平米とか5平米以下でも、我々として受け付けない。その中にちゃんとそういう情報を入れてくれという条件をつけようと思ってます。ただ、その沿道の地域で何かルール化してくれというところまでは、低層部については求めない。まちなみに対しての影響が大きい、地域全体としてメリットを享受していく必要がある中層部についてのみ、地域のルール化を求めていこうと思ってます。

○澤木委員長

ちょっとその辺の文章の関係性が、整理いただかないと、読んでいてわかりにくい部分があるのかなとは思いますが。まあ、ルール化までは求めないとしても、地域のほうの発意で、ルール決めようというのは、それは別に拒まないということですよ。低層部についても。

○事務局

そうですね。そういう、地域が自らされる部分までは、拒むことは考えてません。

○澤木委員長

少し、30ページと33ページの関連性で、矛盾がないような表現をしておいていただけたら。30ページが低層部も中層部も両方にかけて言っているように読めますので、33ページで、今おっしゃるように、低層部はルール化までは求めなくて、中層部について

は体制づくりを条件とすると、急に出てきたような感じになりますので、ちょっと整理が必要かなと思っております。33ページは全般的に、低層部の扱いと中層部の扱いが、原則、低層部としながら、ただし中層部はこうこうというような書き方で展開してるんですけど、ちょっとわかりにくい。原則の部分と、中層部、ターミナル周辺全部認めていく部分をもう少し何か区別化して、しっかりと書いてしまうほうがわかりやすいのかなというふうに、これは表現を見ての印象ですけれども思いました。

その他いかがでしょうか。岩田先生、1時間位でということですので、もし御意見あれば、優先して御発言いただければと思います。

○岩田委員

意見というのではないんですけど、かなりいろんな整理ができてきたなと感じております。先ほどから出てますが、まだもう少し、表現なんかの工夫も必要な部分もあろうかなと思います。かなりのところまで上がってきたかなと。要するに、今までいろんなものが入り組んでてわかりにくかったんですけども、それが今回、モデル地区という形でしっかりと前面に出てきたので、これなら考えやすいし、まずやってみないといけないかなと。やってみて、またいろんな問題も出てくるかもしれないので、いい案ではないかなと感じております。

○澤木委員長

ありがとうございます。じゃあ、そのほかの委員の方々から、御質問、御意見、引き続きお願いいたします。

じゃあ、嘉名先生。

○嘉名委員長代理

幾つかあります。一つ目は、今後のこと、またこれは後ほどお話があるかもしれませんが、これ、モデル地区を定めて、いつから運用されるんでしょうかということですね。制度上は、これ、建築美観誘導制度をベースにやっておられるので、要綱になるんですかね。要綱の改正みたいなことを念頭に置かれてるのか。

それからもう一つ、多分、次年度以降の検討の中でもう一回、建築美観誘導の見直しみたいな話があるので、制度上、どう乗せるのかということを少し教えていただきたいということと、あと御堂筋については、これは路上ですけど、バナー広告をやってますよね。バナー広告は今、デザインチェックみたいなことは、やったりしてるんでしょうか。ちょっと関連して教えていただきたいなと思まして。

それと後、屋外広告物というか、点減する広告に関する規制、誘導については、多分、あと総合設計と特区関係も影響してくると思うんですが、今の整理でいうと、沿道に例えば総合設計を使ったものが出てきたら、どうなるんでしょうかという整理を教えてくださいなと思います。

○澤木委員長

今、3点ほど質問がございましたけれども、よろしいでしょうか。

○澤木委員長

一応、ここ、参考資料1ということで、制度全体のイメージの図がありまして。

○事務局

そうですね。二つありまして、一つは、スクリーンに出てますが、今回の都市景観委員会で、7月に項目の頭出しさせていただいた後、ずっとこの間、今日で5回目になるんですけども、大きいものと小さいものを含めて5回ぐらい、議論をずっとしていただいております。今日一定、方向性について、この場で委員会として、もし取りまとめということになりましたら、少しまとめていただいた内容を行政なりに少し解釈した上で、大阪市の案として取りまとめて、その上でパブリックコメントを、来年の5月ごろとかを一つの目標にして、実施したいなというふうに思っております。あわせて、少し制度設計的なものも進めながら、パブコメの内容とか、具体的にどういう制度設計をしたのかという内容について、秋ぐらいを目途に都市景観委員会のほうに報告していきたいというふうに思っております。

一番下のところ、建築美観誘導事前協議要領の改正という形で書いてるんですけども、ずっとこの間お示しさせていただいてますこのパンフレット、これ、正式にいうと、大阪市建築美観誘導事前協議要領、いわゆる行政指導の要綱と呼ばれるものですね。それに基づいてやっています。それで、今回の資料の33ページの内容、先ほど委員長からも御指摘いただいたので、少し整理しないといけないところはあるんですけども、基本的にはこの要領を少し見直す案を今、事務的には考えてます。

ただ、2号線は点減または動く広告物は原則設置しないという基準は書かれてない。御堂筋とか堺筋とか土佐堀とか四ツ橋については全て、点減または動く広告物は原則設置しないと書いてある。今回のこれでいきますと、御堂筋と四ツ橋筋で、モデル地区と設定したところは協議が整えば設置可能という形になるので、詳細はこれから少し詰めないといけないんですけども、この要領のこの基準の中に但し書きで、例えば、まちの魅力向上

に資するものについてはこの限りではないということを書いて、別途その細目みたいなものを定めて、それで運用していく形をイメージとして持っています。ですんで、要領の改正に近い。これそのものの文言を少し追記したりするので、要領の改正的なものが、先ほどの手続を経た上で出てくるのかなと思っております。

それが1点目で、美観誘導全体の話については、参考資料の1番という資料を一番後ろにつけてまして、これも後ほど説明させてもらおうかと思っていましたけれども、今回、サイネージをどう考えていくのかという議論に特化してたんですが、美観誘導全体を見直すというか、少し検討が必要じゃないかという御意見も、この間、賜ってましたので、来年度、まず今の制度、実際に目指してたものになってるのかという検証から始めていく必要があるのかなと思っております。できたら都市景観委員会の委員さんを中心としたワーキング的なものを設置して、いろいろ議論を始めていきたいなと思ってますので、基本、今回のサイネージのモデル地区について、まず要領の改正をして進めていくと。そのモデル地区の運用の中で、どういったものが出てきて、課題がどうなるのかというのも見えてくるところがあれば、それを美観誘導全体の議論の中でもフィードバックしながら、モデル地区的なものをどうしていったらいいのかも関連づけながら進めていけたらなと思ってまして、イメージ的には、モデル地区の運用と、美観誘導全体のあり方の検討が、同時に進む時期が一時あるのかなと思ってます。

それから、3番目は最後にして、4番目の、ほかの制度との関連性ということでございますけれども、詳細はこれから制度設計していく中で、はっきりさせていかないといけないと思ってるんですが、基本的な考え方としては、美観誘導路線の中で景観的なコントロールを施しながらできたものについては、例えば、総合設計の場合であれば、そういう都市景観上配慮されたものについてはこの限りではないという規定があるので、そういうことも活用しながら、まだもう少し詰めていかないといけない部分はあるんですけれども、今回の場合は、2号線的に全面解禁というよりも、条件をつけながらやっていく内容なので、そういう条件づけと、他法令との関連性をつけて、その辺の部分もクリアしていくようなやり方をこれから詰めていきたいなと思ってます。

最後に、3番目、御堂筋の話ですけど。

○河合建設局管理部路政課長

制度を社会実験としてやり出したところは、公共のイベントに伴うものということで、表示内容、商業的な部分を、大きさをある程度規制していましたが、今はそこは

緩和してて、公共的なイベントの内容を書いていただいて、そこに商業広告を入れることについて、例えばその大きさが逆転していても、特に今は規制はしていません。ただ、全く書いてないということになると、困りますけれども、意匠について、こんなのはよくないというようなことは、通常どおりの見方しかしてませんから、デザイン等、そんなに大きな規制をかけてはないと考えてます。

○嘉名委員長代理

今のお話で、要綱というか要領の改正、それから美観誘導全体にフィードバックさせることと、あと、他制度との関係についても並行的に検討していくということだったと思うんですけども、これ、次年度以降の検討の大きなテーマになるんじゃないかと私自身も理解してるんです。この建築美観誘導制度というのは30年経っていて、多分、道路の沿道型で景観誘導していくという意味では相当早い。恐らく、全国でも一、二の早さだったんじゃないかと思う。非常に先進的な取り組みだと理解してます。

その一方で、実は総合設計だとか都市再生特区だとか、景観に配慮する側面を持った制度というのがどんどんできてきて、並列している状態にあると思うんですよね。2004年に景観法ができて、一応、市域全域で景観について一体的に誘導していきましょうという制度、仕組みができてるんですが、今、それがまさに混在してる状態じゃないかという気がします。つまり、当時は先進的だったけども、沿道に限った景観誘導の考え方のもので、それから個別の敷地を対象にしたものですね、市域全域を緩やかに誘導していくと。これ、できたらどこかで整理したほうがいいかなということで、ちょっとデジタルサイネージだけに限った話ではないかもしれませんが、デジタルサイネージの検討を通じて、そのことがよく見えてきたかなと私自身は理解しています。だから、モデル地区については、これはこれで結構だとは思いますが、例えばうめきたなんていうのは、美観誘導のときにはなかった場所で、駅を挟んで北と南なんですよ。これ、美観誘導の理屈でいえば、一応整理はついてるんだけど、どうして南側だけデジタルサイネージが設置できるのと、どうして北側はだめなのみたいな話になってくると思うので、まあ、モデル地区で実験的に運用するという段階までは、整理つくと思うんですけども、今後、時間が経ってきたときにどうしていくのって、やっぱり宿題出てくるかなという気がいたします。だから、ぜひそのあたり、次年度以降の検討に反映していただければと思います。

以上です。

○澤木委員長

御意見ありがとうございます。ちょっと議題を先取りした感がありますけれども。

今の資料の一番下には、箱を見ていただくと、大阪市の景観施策の枠組みの見直しという根本のところまで考えて、この美観誘導制度のあり方を考えようというのが次の宿題だよと書いてありますので、景観法を適用したあたりのところで一応、景観計画をつくってきてますけども、この間の施策等の検証も含めて、この景観委員会として、次の大きな課題かなというふうな認識をしておりますので、資料にあるように、ワーキングなどをつくりながら細かい議論を重ねていきたいなと思っています。

じゃあ、ちょっとまたデジタルサイネージのほうに戻っていただいて、御意見があれば。高崎委員、どうぞ。

○高崎委員

確認なんですけど、33ページに書いていらっしゃる第三者組織の設置というのは、これは先ほどの、もう今ベースがあるような組織に対して、何か行政がプラスしてとかという形で設置をされるというイメージでいいんでしょうか。

○事務局

こちらは行政側が設置する予定の第三者組織です。

○高崎委員

また別途ですか。

○事務局

別です。ここに書いてる周辺への影響を抑えるための基準とか、こういうものを我々と事業者が協議するに際して、少し第三者的な組織、それがどういう組織体がいいのか、景観委員会を基本にした部会的なものがいいのか、新たに別につくるのがいいのかは、もう少し、いろいろこれから考えたいなと思ってるんですけど、我々が事業者と協議するに際して、第三者の意見も聞きながら、基準も場所場所によって変わることもあり、一律に数値化してるものでもないの、そういう点について、第三者のいろんな専門家の方々なり、その方面に精通された方の意見を聞きながら事業者との協議を円滑に進めていきたいと思っておりますので、これは行政側が設置する形のもので。

○高崎委員

だから、先ほどお話が出てたような地元協議会とはもう全く。

○事務局

全く別です。

○高崎委員

ある意味、逆に切り離すという理解でいいんですか。

○事務局

はい。

○高崎委員

多分、景観ってやっぱり生き物というか、100人いて100人がいっていうものはなかなかなくて、そういった感覚になると、これがすごく大事なのかなという気がしましたので、もちろん専門家の意見、行政の意見、それから、ある程度地元の方、来られる方の目、そういうものをうまく汲み取れるような第三者組織になればいいなと思いましたので、確認させていただきました。

○澤木委員長

ありがとうございます。もう少し文言を追加したほうがいいかもしれませんね、33ページ。30ページの右側の6行目、先ほどの田中委員が御質問になったところには、「地域が関与し第三者組織の意見も聞きながら」ってことで、地域と第三者が別だというのは、多少わかりにくいけども、書いてはあるんですが、第三者組織の性格が余り説明がないので、少し補強していただくほうがいいかなと思います。

そのほかいかがでしょうか。私のほうから質問していいですか。33ページのコンテンツの基準のあたりで、公序良俗に反しないというのがあるんですが、比較的公共性の高いということから考えると、広告物なので、商用というか、営利目的のコンテンツが出てくるんですが、他の観点からいうと、例えば政治に絡むものとか宗教に絡むものとか、この辺というのはどういう扱いと考えてたらいいいんでしょうかね。屋外広告物のほうの基準でも特に縛りはないんですかね。この辺は自由、表現の自由という中に入ってくるということですかね。だから、それを規制することができない。

○事務局

よくそういうのを民間としては書かれてるんですけど、行政側はそこを突っ込んだやつは。なかなか。

○澤木委員長

書けないですね。

○事務局

公序良俗ぐらい。

○澤木委員長

の表現に止まるという。

○事務局

はい、ちょっと止まるんじゃないかなと。「反社会的」ですかね。

○阿部委員

公共施設内広告は、もうちょっといろんな基準があるんですか。エレベーターの前とかにありますね。

○河合建設局管理部路政課長

公共でつける広告は、公共の中で設置基準を持っていますけど、そこにも、反社会的とか、そういう表現はあったと思いますけど、余り政治宗教の絡みの表現はしてなかったよな。物も今持ってませんので、あれですけれども。

○阿部委員

逆に差別ができないということ。

○澤木委員長

そうですね、憲法に触れてしまうかもしれないので。阿部先生、何か御意見。

○阿部委員

いやいや、まさに言ったように、私有物に私的な所有者が広告する限り、それが宗教的、政治的だからって。

○澤木委員長

制限できない。

○阿部委員

制限できないですよ。もしやるとするならば、むしろ、例えば今回はまさに行政主導的な形でやっていくわけですけども、例えばある種の広告に対しては補助金出しますみたいな形で、誘導をもっと市として積極的にやっていくのであれば、補助条件として何かをつけるというのは若干は可能ですけれども、この枠組みの中では無理だと思います。

○澤木委員長

アメはできても、ムチは難しい。その辺で何かトラブルが起きなければいいんですけども。他のところもどうされてるのかというのがあるので、また後学のために調べておいていただければという。お願いします。

○事務局

最後の制度設計、他事例ももちろん調べておきますが、なかなかさそうな話ですね。

○阿部委員

だから、恐らく地域の協議会的なものの中での自主規制という形にならざるを得ないと。むしろ非常に、変な言い方ですけども、自主規制を奨励していくみたいな形で対応していくということになるんだろうと思います。

○澤木委員長

ありがとうございます。その他の皆さんからいかがでしょうか。じゃあ、田中委員。

○田中委員

今のお話に関係するかもしれないですけど、例えば内容に対する異議申し立てとか、違反を通報するとか、広告物でもあると思うんですけど、そのあたりは普通の広告物と同じやり方で処理されるのでしょうか。どうお考えでしょう。

○事務局

基本的には、要領、要綱、いわゆる行政指導の範疇でやってるので、条例みたいに罰則がないので、基本的に指導をしていくしかないんです。義務づけまではできませんけど、どういう広告を出したかという事後的な報告も求めながら、必要に応じて指導を続けていくという形の枠組みに、今回の場合はなるのかなと思ってます。

○澤木委員長

よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。じゃあ、中嶋委員、お願いします。

○中嶋委員

感想めいたことなんですが、先ほど出てましたように、この基本的な考え方のまとめ方の中で、やはり中層のものと低層のものというのが混じって書いているので、それは31ページで一応、二つのパターンでやっていきますということを明記した後は、それぞれ分けて書いていくほうがいいのではないかなと。特に32ページの地図なんか見ていると、モデル地区というふうに赤で書いてるんですけど、ここだけという意味ではないですよ。この青い点線のところも、低層部のモデル地区としてやっていくと。ちょっとどっちを示しているのかというのがわかりにくいなということが一つと、後、先ほどから色々意見が出てますけど、どういうフローで個別協議に至るのかというのが、先に地域が、ルールづくりが前提となってというふうに、フローチャートが書けるようでしたら、どの段階で協議を行って、どこで基準が設定されて、どこで個別協議に入って、それをどういうふうに第三者組織と連携していくのかというのが、それぞれ、中層のものと低層のもので考

え方が出ればいいなということを感じとして思っています。

後、結局、モデルとしてされるということであれば、例えば地域の組織によるルールづくりというのをある程度、大阪市が先導するというか、まとめていく意識があるのかどうか。そして最後、それを検証するということが必要なわけですよね。モデルなのでね。そういう、やはりモデル地区として、単にここだけ許していますよという話じゃなくて、モデルとしてどういうふうに大阪市がその結果を吸い上げていくかというか、そこで上がってきた課題を次につなげていくかという、何か、モデル地区としての意味をもう少し明らかにするべきなんじゃないか。先ほど、指導はできないけれどという話がありましたけれども、やはりモデルなので、そこから何を得て、次、改善していくかという、指導にはならないとしても、何かそういうものができればいいのかなと思っています。

以上です。

○澤木委員長

ありがとうございます。事務局からコメントありましたらお願いします。

○事務局

最初先生がおっしゃっていた32ページの赤と青のところなんですけど、ここは、沿道で認めていくところと認めないところを、例えば北側でいくと、大阪駅から2号線までのところ、大阪駅から2号線のこの赤のところは今回のモデル地区なんですけど、そこから下の青で括ってるところは、認めないほうなんで、すみません。

○中嶋委員

ああ、そうですか。

○澤木委員長

最初に見た人がそれわかるように、何か表示をして。

○事務局

ええ、入れます。

あと、検証の話ですけれども、30ページのところに「PDCAサイクルによる検証」という形で書かせていただいてまして、今回、こういうサイネージという動くもので、中身も変わっていくものなので、どれぐらいの頻度で変わっていくものなのかということも、これからやっていく中でないとわからない部分もあるんですね。いろいろ御意見を事前にお伺いしたときも、最初はあるものが出て、次変わったときどうするのという話もあって、そういうものも基本的に、変わったタイミングで我々との事前協議は必要だと思っ

てるんですけど、じゃあ、それがどれぐらいのタイミングで、どれぐらいの頻度で出てくるかということもまだ全然見えてないような状況です。

そういうこともあって、協議基準をつくって一旦進めながら、その仕組み的なもの、基準的なもので、今、指導で始めてますけれども、どこまで続けていくのかというような話も含めて、あるいは、モデル地区でやって、そこがものすごくまちにとっていいものになれば、もっとエリアを広げるようなこともどうするのかとか、その辺、進めていく中で、いろいろ課題あるいはメリット、もっと極端に言うと、サイネージが全然出てこないというようなこともあるかもしれないし、色々これから想定されるので、その都度、状況を踏まえながら、よりよい形に仕組みなり基準、あるいは全体の見直しの中に絡めていくとか、その辺は内容を見ながら考えていくのかなと思ってるんですけども。

あと、大阪駅とかで地域組織との話については、フロー的な話はまた改めて整理させてもらいますけれども、実際、中層部につくる場合にどういうものを求めるかについては、地域で任せるというよりも、我々もその条件を見ながら、エリアにとってふさわしいものなのか、あるいは今回求めているものなのかという点について、我々との協議の中で当然求めていくべきものと思っておりますので、その辺はある程度、地域がやりたいことが見えてきた段階で、我々行政も関与しながらやっていく形になるのかなと思っております。

○澤木委員長

例示でも構わなくて、抽象度も高くてもいいんで、何かフローチャートがあると。

○事務局

はい。それは、仕組みについて。

○澤木委員長

大分わかりやすくなると思います。

よろしいでしょうかね。今、中嶋委員、重要な御指摘を3点ほどいただきましたけど。

○中嶋委員

はい。

○澤木委員長

関連して、ちょっとこの資料で見にくいというか、不親切だなというのが、24ページの表がありまして、真ん中に、コンテンツの状況というところに二重丸、丸、三角とあるんですけど、凡例がなくて、どういう意味なのかがわかりにくいので、その辺もそういう目で見直していただければというふうに思います。

そのほかいかがでしょうか。じゃあ、阿部先生。

○阿部委員

今、澤木先生がおっしゃったところなんですけども、今回の場合、この24ページですが、これ、対象として後半部分に出てくるのはAだけなんですよね。B、Cというのは、こういう用途もあるということ言ってるだけで、今回は特に検討の対象にもしてなくて、まあ、若干検討したわけなんですけども、基本的には自由にできるということで、特にこれに関して規制、誘導するという趣旨ではないという、まずその点の確認です。つまり、インスタに関しては、基本的に自由にしようという話ですよ。

○澤木委員長

対象でないことはないですよ。

○阿部委員

いや、インスタでも、外から。

○澤木委員長

31ページのところの右側を見ていただきますと、②のヒューマンスケールのにぎわい形成、まちの利便性、安全性の向上といった効果を期待するところの4行下に、ここは主に店頭・インスタビジョン、交通広告。

○阿部委員

そうなんですけども。

○澤木委員長

になるので、これらは低層に来るといいます。それで。

○阿部委員

協議基準のイメージって、インスタも低層に含めて考えるということなんですか。ちょっと、誘導の方向性って33ページに来るとなくなるんで。

○澤木委員長

その辺の関連性が見えにくい書き方に33ページがなってるんですが、確かにインスタはなかなかコントロールしにくいと思うんですけど、店頭の部分は、低層でいうと、やっぱりルールづくりの対象の部分という理解はしてるんですけども、いかがでしょうか。

○事務局

多分、24ページのところで、この事例の写真がちょっとわかりにくくなってしまってるのかなと思うんですけど、ここで言いたかったのは、デジタルサイネージの機能的なタ

イブとして、どんなものがあるのかというのが実は言いたくて、Aは、渋谷でやっている、建物の上につけて、シンボリックにやってるものなんですね。そしてBは、どちらかという、駅で鉄道事業者なりがいろんな交通的なものとかインフォメーション機能としてやってるもので、Cは、店舗が販売促進のためにやってるものという、大きくそういうタイプをまず書いてまして、Aの街頭ビジョンは基本は屋外で壁面についてるものなんで、屋外設置されてる事例の写真を載せています。Bは、これ、実は駅の中についてるので、この写真どおりの設置をされた場合は今回の対象にはならないんです。今回の対象としては、30ページの右側の下に「個別協議の対象とするデジタルサイネージ」というところで、屋外広告物条例の規制の対象となる屋外広告物って書いてまして、あくまでデジタルサイネージが屋外に設置されて広告物となった場合に今回の対象にするというように形を考えてます。ですんで、この24ページでいうところの真ん中の、駅の中で設置されたものは、今、美観誘導で指導対象にはなっていないので、特にどうのこうの言うものじゃないんです。それで、インスタビジョン。

○澤木委員長

すいません、誤解を招かないように言うと、これ、例えばバス停に設置される場合もあるんで、全部がないとは言えないと思いますけど。あるいは駅舎の壁面。

○事務局

駅舎の壁面とかになると対象になってきます。

○澤木委員長

全てが屋内ではないと思います。Bの部分。

○事務局

そうです。言いたかったのは、Bでこういうタイプで設置されたものは対象にならないんです。先生がおっしゃってるように、駅舎の外の壁面を使って外に出れば、当然、対象になってきます。そして、インスタビジョンも一緒に、ここの写真の中の店内とか、敷地の中にあるものは対象にはならないんですけど、この左の上の屋外に設置されたものは、今のルールだと認めてないんです。今回は、一定のモデル地区で一定のコントロールできるものについては、このCで言うところの屋外設置のパターンも認めていく形になる。Bでいうと、先生がおっしゃった、駅舎の壁面を使って交通広告をする場合も一定認めていくような形になるということです。

○阿部委員

当たり前といえば当たり前のことなんですけども、要するに屋外広告物規制の一環として、やってるんだということが、ちょっとこの24ページの説明とかで、かえって見にくくなってる場所があって、あくまでもこれは屋外広告物をどういうふうに規制誘導していくかという議論の中で行われてることなんだよってことをもう少しわかりやすくしてもらえばいいなと思います。

○澤木委員長

そうですね、ちょっと誤解招きますね、確かに。24ページの、屋内の写真がたくさんありますんで。そういった整理もよろしく願いいたします。

じゃあ、橋寺先生、お願いします。

○橋寺委員

皆さんのお話と多分ダブってるんですけども、結局、これ、都市景観の委員会なので、どこまでかという切れ目が非常に難しいなと。デジタルサイネージになると、装置の設置というのは非常に簡単で、つけていいかどうか、あるいは大きさがどこまでかというのはいいんだけど、そこに結局、何が映るかって。真っ暗な装置がついてるだけだったら、そんなに問題ではないけど、映るもの自体が何か装置であるみたいな、広告物の範囲なのかというのは非常に難しいなという印象があります。ですので、ハード的にどうするのかということと、ソフトがどうなるんだろうというのが、次の段階に行くときにすごい気になるところで、規制をするわけではないけれども、誘導というところは、初めのうちは特に積極的に、モデル地区なので少しイメージを持ちながら、どうするのだというところも踏み込んでいかないといけないんじゃないかなという印象を持ちました。

例えば、インストアは別として、公共的な情報がある程度流れるというのが、条件みたいな感じで作るんですけども、広告なのか公共的な情報なのかという境目がすごい難しいような情報もあって、さっき公序良俗という話が出てましたけど、その内容というのは非常に規制しにくい面もあるんだけど、広告として出てるのか、あるいは観光情報として出てるのかというのが微妙なものとかをチェックするという、検査するというのではないけれども、地域で何かうまくいくような仕組みをちゃんとつくってというのが大事なんじゃないかという、質問というよりは印象ですけども、そういうことを思いました。

○澤木委員長

ありがとうございます。今後の実際のコンテンツの運用に関する御意見かと思っておりますけれども、特に事務局からはよろしいですか。

○事務局

先ほども御指摘あったんですけど、実際にある組織と話をしていくのかみたいな話もいただいていたと思うんですけども、冒頭の御質問にあった難波と梅田の団体ですね、特に梅田のほうはかなり、一時的な動画的なことの実績、動画と言っていいのかわからないんですけど、スノーマンが壁に映ってるみたいなこと。ああいう方々とやっていくことになると思います。まさにエリマネの実践連絡会という名前ですので、そういった方と、こういったことをきっかけに、本当のルールづくりをやって。恐らくこれにとどまらないと思うんですけど。動かないものも含めて、本当は考えていただくべきだし、あそこは囲まれ感のある空間という形で都市計画していますので、その中でどうあるべきかという議論は必ずしていただきたいと思っています。

難波については少し幅が広がってしまっていて、今回でいうと道頓堀のあたりまでモデルエリアに入れてるんですけども、今回のモデルエリアでもいろいろな色があるので、某電鉄会社さんが中心になっておられる部分もありますので、こういったところも、少し色合いは違うかもしれませんが、話をしていくことになると思います。

そういった意味では、ある程度、今、既存のところの方々と、中層部はルールをつくって欲しいということにしますので当たり前になるんですけども、できれば低層部のあたりも制度をつくった段階で、あるいはつくる段階で意見交換をするのかなと思っています。梅田の方には聞いてみたりしています。大きい電鉄会社さんですので、やはりチャンスであるという捉え方をされてるようです。やりたかった部分ではあるけれども、投資の部分もあって。高いらしいですね、中層部のビルボードというのは。そういった兼ね合いがあるんだけど、門戸を開けていただければ、みんなで議論する余地は十分ありますと言っています。ですから、モデルエリアでモデルになるような屋外広告物ができたら、一つの指標になるかなと思っています。

ただ、この間の議論の中では、低層部のところでそこまでルールづくりが本当にできるだろうかと。個別店舗でつくり出す可能性があるんですけど。それが地域ルールにいきなりなるだろうかと。そうすると、実質的に門戸を閉ざしてることになるんじゃないかって議論も内部ではありまして、一定、大きさとか、輝度、そのあたりで少し基準をしっかりとくれば、何とかコントロールできるのかなというふうな結論で、今回の案にさせていただいたところがございます。

○澤木委員長

そのほかいかがですか。

○嘉名委員長代理

例えば、インスタは抜いたとして、低層の小さいものなんですけど、建築美観誘導制度自体が基本は建築確認前の事前協議というのが前提。つまり、建物が建つということを前提に協議してる仕組みだと思うんですけど、例えば店頭に小さな、3平米から5平米のサインージだけをつけるみたいなものを協議対象にするのかどうかですね。されるんですよ。せざるを得ないというか。

○事務局

それは、屋外広告物だけでも届け出を、変更したりとか新設するときには届け出を出してもらってるんです。

○嘉名委員長代理

そのときに、その建物が建築美観誘導を違反してる建物だったらどうするんですか。その物件の対象はどうなるんでしょうか。建物自体が違反だったら、後から広告だけ足しても、それはやっぱり許可できませんという話になり得るのか。

○事務局

実態を申しますと、この間30年間、要綱に基づく行政指導でやってる部分ありまして、守っていただいている部分と守っていただけない部分があります。特にセットバックなんかは、なかなか守りづらい。敷地が小さければ当然、一律2メートル下がれなんてあり得ませんのでそれは認めてます。ということは、逆に言うと、その時点で一旦認めてる部分ですので、その建物が看板だけ入れかえましようとなったときは、今でも、止むを得ない部分として認めてます。ですから、今回は、それが例えば看板がデジタルになるということで、少し基準は厳しくなりますけど、同等の扱いとして個別協議して、認める認めないを判断していく。ですから、門前払いはしないことになると思います。

○嘉名委員長代理

これって、必ず協議してるという理解でいいんですか。

○事務局

申請主義ですので。

○嘉名委員長代理

ですよ。申請主義の中で、市さんがいけないと言ってるものが押し通されてるってことはないという理解でいいんですか。だから、セットバックについても、それはない。

○事務局

それはない。

○事務局

なので、そのやりとりの中で、何とか向こうも歩み寄ろうとするところがありますんでね。やっぱり来てるということは、善意というか。

○嘉名委員長代理

うん、そうですね。来たところは善意ですよ。

○事務局

来たところは当然、セットバックせず、広告もこうだというのが出てくるんですけど、僕らも基準があるので、こうしてください、下がってくださいと言うんですけど、やっぱり向こうも、できるできないところの折り合いの中で少し工夫をして出してくるので、そういう意味では、協議することで、いいものができていってるのかなという。

○嘉名委員長代理

わかりました。ありがとうございます。

○澤木委員長

じゃあ、阿部先生。

○阿部委員

後半の一時広告のなんですけれども、一時広告については、モデル地区的な限定はせずに、どこでもオーケーでやるということですか。大丈夫ですか、それで。

○事務局

ある程度、ニーズ感というのと、あと、期間がある程度限られてる中で、かつ、別に何でもいいという形にもせず、ここに書いているような表示方法とか意匠とか、かつ行政がつくるほうの第三者組織に意見を聞きながらコントロールしていくものなので。実は今までもある程度、こういう基準については内規的に運用してきてるんです。ただ、それを今まで言ってきてなかったのが、少しそれをルール化する形だというふうに思ってます。

言い方を変えれば、今まで内規でやってきたものを、しっかり基準にしたいという思いもあってですね。現実的には、市内を見ていただくと、認めてきてるんですけども、むちゃくちゃなことにはなっていないというのは実態としてあろうかと思えます。

そして、これは大体一月ぐらいだと思ってまして、デジタルって、広告といっても、大きいものをつけると、すごく投資があって取り外せないようなものなので、一時でや

る、要するに一旦つけてしまうようなものは、いいものは恒久的というか、かなりの期間使うものだと思うんです。逆に言うと、一時のものというのは一月ぐらいのもので、本当に変なものを流し出したら、その一月の間で指導はできると思ってまして、やめるとやっぱり言うべきだし、言えばやめると思ってまして、実態論で、それほどひどいものはなかったということも含めて、はっきり表したいという思いも含めて、今回書かせていただいております。

○澤木委員長

なるほど、わかりました。一時広告も含めて、将来はパブコメにかけるという理解でよろしいんですか。

○事務局

そのとおりです。

○澤木委員長

そのほかいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

今日、いろいろ御意見いただきました。特に30から33ページあたりの書き方というか表現の仕方、低層、中層といったところで少し整理をして書いていただかないと誤解を招いてしまうところがあったり、後、実際の進め方をフローチャートでもう少しわかりやすく、図を描くとか、もう少し文章も整理されると思いますけれども、24ページの表などは、ちょっとまだ説明が足りないところとか、モデル地区の32ページの図なんか少し補強していただく部分がございます。ここも含めまして、今日御指摘いただきましたいろんな御意見につきまして整理をしまして、委員長の私と事務局で整理させていただいて、市のほうに一応、この委員会の報告書という形で、この案をとって報告させていただくということで進めさせていただきたいと思っておりますけど、それでよろしいでしょうか。

それでは、今日の議題ですけれども、以上で終了いたしましたので、進行のほうを事務局のほうにお返しいたします。

○事務局

委員長、長時間ありがとうございました。本日、長時間、熱心な御議論、また貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

今後は、さっき嘉名先生の御指摘で示させていただいたんですけれども、委員長と調整をさせていただきながら、報告書を受けて、一応、大阪市の案という形にした上で、来年5月ぐらいを一つの目安として、大阪市としてパブリックコメントの実施をさせていただ

きたいと思っております。その上で、その結果なり、具体的な基準をどうするのかという制度設計含めて、この都市景観委員会のほうに御報告させていただいて、秋頃を一つの目途にしておりますけれども、その後、要領の改正という形につながれたらなというふう
に思っております。

後、来年度の全体の進め方の中で、そういうワーキング的にやっていくということも含めて御理解いただいたということによろしいですか。

○澤木委員長

よろしいですか。はい。

○事務局

じゃあ、その点も。

○澤木委員長

重要な事項ですので、はっきり。

○山田都市景観担当課長

その点は御理解いただけたということで、それについては来年度、御議論いただきたいと思っております。今後とも委員の皆様方には御協力をよろしくお願い申し上げます。

これをもちまして本日の都市景観委員会については閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

大阪市都市景観委員会委員

大阪市都市景観委員会委員
